

令和3年3月25日招集

第3回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和3年第3回狭山市農業委員会総会

令和3年3月25日(木曜日) 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 狭山農業振興地域整備計画の変更について
 - (2) 議案第2号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について
 - (3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (4) 議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について
 - (5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (6) 議案第6号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
 - (7) 議案第7号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について
 - (8) 議案第8号 下限面積要件の引き下げについて
- 4 報告・協議事項
 - (1) 農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について
 - (2) 年間活動計画について
 - (3) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 13名

1番 宇佐美日出夫	2番 宮岡利治	3番 諸口秀敏
4番 古谷博	5番 細田幸司	6番 小林一洋
7番 落合房子	8番 (欠番)	9番 久保田慎一
10番 小野田敏枝	11番 荒井英郎	12番 浅見誠次
13番 田口由一	14番 小口英吉	

(本日の欠席委員 0名)

本日の出席推進委員 7名

粕谷紀仁	仲川知範	山下真司	小澤俊夫
渡邊隆夫	平本洋章	小谷野義則	

(本日の欠席推進委員 1名)

松村享子

職務のため出席した事務局職員

局長 加藤信二	主任 橋本邦彦
---------	---------

事務局 定時になりましたので、これより令和3年第3回狭山市農業委員会総会を開催いたしますが、これに先立ち、資料のご確認を願います。

本日の配布資料ですが、運営委員会にて配布しました、

- ・資料1-1, 1-2 農業振興地域整備計画変更申出書
- ・資料2 総会議案書
- ・資料3 議案図面資料

席上に配布しました

- ・本日の次第
- ・資料4 3月期農業委員会総会 下限面積要件の引き下げについて
- ・資料5 農地法第3、4、5条の届出受理状況について
- ・令和03年度 農業委員会活動計画（案）
- ・「農業者年金 加入者・受給者の声」
- ・冊子「のうねん」

となります。宜しいでしょうか。

局長 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狭山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより令和3年第3回狭山市農業委員会総会となりますが、『狭山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。

最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会長 （会長の挨拶）

局長 ありがとうございます。

それでは、議事の進行を宜しく願います。

議 長 只今から、令和3年第3回狭山市農業委員会総会を開催します。
なお、農地利用最適化推進委員の松村委員におかれましては、本日の総会を欠席する旨の届出がありましたので報告します。

始めに『狭山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。今回は、議席番号6番 小林委員と7番 落合委員にお願いいたします。これより、議案の審議を行います。

議案第1号「狭山市農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課 資料1-1、1-2
(狭山市農業振興地域整備計画変更の説明)

議 長 説明が終わりました。柏原地区の久保田委員、堀兼地区の諸口委員、現地調査の結果はいかがですか。

久保田委員 特に問題ありません。

諸口委員 特に問題ありません。

議 長 ご質問はありますか。
(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

農業振興課の案件は終了しましたので、ここで、農業振興課は、退席します。ご苦労様でした。

次に議案第2号「農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画(案)について」を議題とします。

農地利用の最適化に係る活動について、各地区の推進委員から報告を求めます。現地確認等を行っていれば、その内容を、また、行っていなければ、今後の予定等を報告してください。

粕谷委員 入間川地区は、昨年全筆調査を行って結果が酷かったところを再度回りましたが、改善していませんでした。

議 長 次に入曽地区仲川推進委員、お願いします。

仲川委員 入曽地区も、全筆調査の結果が酷かったところを再度回りました。やってくれる人のところはやっていますが、やっていないところはそのままでした。また、人・農地プランが進んでおりましてアンケートの集計作業が終わり、回答が出ているところです。人・農地プランについて地域のリーダーになる方にお会いしまして人・農地プランについて説明をしているところです。

- 議長 続いて堀兼地区山下推進委員に報告願います。
- 山下委員 堀向地区ですが、利用権設定の9番の件について、現地を見て設定地を増やしました。
- 議長 続いて、堀兼地区小澤推進委員に報告願います。
- 小澤委員 2日間見回りました。堀兼中の西側に6反ちよつとの畑ですが、畦畔茶もきれいに刈ってあり整備されてよかったと思っています。
- 議長 続いて奥富地区平本推進委員に報告願います。
- 平本委員 奥富地区ですが、3月10日、利用権設定の手続きさせていただきました。農地の管理状況につきましては、放棄地については現況変化なしです。
- 議長 次に柏原地区小谷野推進委員、お願いします。
- 小谷野委員 先日見回りをしました。草も生える時期ですが、例年よりもきれいな畑が増えた印象です。今後も見回りをしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。
- 議長 次に渡邊推進委員、お願いします。
- 渡邊委員 2回巡回しました。梅園の下草が刈られていました。畑が1件耕耘がされてきました。意欲がある方が育成できる会社が見つけられれば農地の推進はしやすいと思えます。
- 議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
(質疑なし)
- 無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。

次に、お手元の資料にあります、農用地利用集積計画について、事務局より説明を求めます。

- 事務局 資料2 総会議案書の3ページをお願いします。
- 利用権設定については、今回10件です。
- 1件目、渡し人は、柏原にお住いの方、受け人は、狭山市狭山にお住いの方です。所在地は、柏原字下双木1340番地 地目は、畑、1, 690㎡、権利の種類は、所有権移転、売買金額は、180万円。受け人は、平成29年5月7日に認定農業者となっています。
- 2件目、渡し人は、所沢にお住いの方、受け人は、堀兼にお住いの方です。所在地は、大字堀兼字平野207番2、地目は、畑、3, 509㎡、権利の種類は、5年間の使用貸借権設定です。受け人は、平成28年2月14日に認定農業者となっています。
- 3件目、渡し人は、堀兼にお住いの方、受け人は、2件目と同じ方です。所在地は、大字堀兼字平野181番3、外1筆、地目は、畑、併せて2, 624㎡、権利の種類は、5年間の使用貸借権設定です。

事務局

4件目、渡し人は、堀兼にお住いの方、受け人は、堀兼にお住いの方です。所在地は、大字堀兼字下流2033番、外3筆、地目は、畑、併せて4,301㎡、権利の種類は、所有権移転、売買金額は、651万6,015円です。受け人は、平成30年9月10日に認定農業者となっています。

5件目、渡し人・受け人ともに、中新田にお住いの方です。所在地は、大字中新田字野433番1、地目は、畑、284㎡、権利の種類は、所有権移転、売買金額は、30万円です。受け人は、平成29年5月7日に認定農業者となっています。

6件目、渡し人は、下奥富にお住いの方、受け人は、上奥富にお住いの方です。所在地は、大字下奥富字西川原2510番地、地目は、田、1,276㎡、権利の種類は、5年間の使用貸借権設定です。受け人は、平成29年2月20日に認定農業者となっています。

7件目、渡し人は、川越にお住いの方、受け人は、下奥富にお住いの方です。所在地は、柏原字上沢1833番地、地目は、田、1,024㎡、権利の種類は、3年間の使用貸借権設定です。受け人は、平成27年10月25日に認定農業者となっています。

8件目、受け人は、笹井にお住いの古谷氏です。所在地は、大字笹井字金井上556番2、地目は、畑、650㎡、権利の種類は、所有権移転、売買金額は、65万円です。受け人は、平成30年7月25日に認定農業者となっています。

9件目、渡し人は、堀兼にお住いの方、受け人は、所沢にお住いの方です。所在地は、大字堀兼字大河内2357番3、外1筆 地目は、畑、併せて5,094㎡、権利の種類は、3年間の使用貸借権設定です。受け人は、平成30年2月5日に認定農業者となっています。

10件目、渡し人は、南入曽にお住いの方、受け人は、埼玉県農林公社です。所在地は、大字水野字本堀1242番2、地目は、畑、1,964㎡、権利の種類は、2年間の使用貸借権設定です。

10番の農林公社につきましては、柏原の利用権設定と同じで、中間管理事業で行います。今回、入曽地区でも認めてもらえるようになりました。説明は、以上となります。

議長 説明が終わりましたが、農業委員から質疑等がありますか？
(質疑なし)
質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものとして
します。農業振興課に報告したいと思います。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とし
ます。整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号3整理番号1について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字上宿1649番10、地目は畑、地積は10㎡です。現
在は耕起中となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定しています。
譲受人は、狭山市柏原に居住する農業者で、総耕作面積は、25,452㎡で
す。

その内訳としましては、所有面積で畑が3,917㎡、借入面積は21,53
5㎡となります。

根拠法令といたしまして、

法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します

〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに
該当します

〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します

〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します

〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します

〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します

〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します

以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろし
くお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可」します。

次に整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

古谷委員 議案番号3整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字笹井字沢口1971番、地目は畑、地積は526㎡です。
現在は遊休農地となっています。許可後は路地野菜の作付けを予定していま
す。

譲受人は、狭山市笹井に居住する農業者で、総耕作面積は、20,002㎡で
す。

古谷委員 その内訳としましては、所有面積で畑が20,002㎡、借入面積は0㎡となります。
根拠法令といたしまして、
法3条第2項第1号 全農地を効率的に耕作しているに 該当します
〃 第2号 農地所有適格法人以外の法人の権利取得ではないに 該当します
〃 第3号 信託引受による権利取得ではないに 該当します
〃 第4号 権利取得後も農業に常時従事するに 該当します
〃 第5号 申請農地を入れて、50a以上取得しているに 該当します
〃 第6号 所有権以外の権利に基づく申請ではないに 該当します
〃 第7号 周辺地域農業に支障がでないに 該当します
以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を許可するかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可」します。

古谷委員 次に整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。
議案番号3整理番号3について審査結果を報告します。
申請地は狭山市広瀬台3丁目19番1ほか1筆、地目は畑、地積は合計846㎡です。現在は耕起中となっています。許可後は市立西中学校の農業体験用農地を予定しています。

譲受人は、狭山市です。
根拠法令といたしまして、
法2条第1項第1号に 該当します
以上のことから、本件は許可相当と判断いたしました。審議のほど、よろしくお願いたします。

事務局 補足します。通常であれば市が農地を持つことはできませんが、今回西中学校が学童体験農業を行うということです。法的には、地方公共団体が公共公用に供するものであれば、不許可の例外として扱うということになっておりまして、今回は、教育の一環として農業に従事するということで、公共公用に供するものであると解釈しております。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。

議 長

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を『許可』します。

次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

諸口委員

議案番号4整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字堀兼字雪見台1093番の10、地目は畑、地積は合計400㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書1の朗読)

理由書1により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第4条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

議長 次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。

整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

小林委員 議案番号5整理番号1について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字沢台1751番12、地目は畑、地積は1,297㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、資材置場敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書2の朗読)

理由書2により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます。

小林委員 議案番号5整理番号2について審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字沢台1751番11、地目は畑、地積は499㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい

小林委員 ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書3の朗読)

理由書3により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号5整理番号3について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字的場372番12ほか1筆、地目は畑、地積は合計329.49㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある はい
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 あり ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書4の朗読)

小野田委員 理由書4により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条第1項に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

小野田委員 議案番号5整理番号4について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字中原733番3、地目は畑、地積は310㎡です。農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、自己用住宅敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書5の朗読)

理由書5により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条、都市計画法第34条第12号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。
落合委員 議案番号5整理番号5について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字堀兼字月見台887番7、地目は畑、地積は177㎡です。
農地区分につきましては、
・10ha以上の集団性がある いいえ
・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
・インフラの整備が進んでいる いいえ
・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ
以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、狭山市に居住する個人です。転用目的は、農業用施設敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書6の朗読)

理由書6により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法令第10条第1項第2号イ（農業用施設）に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いたします。

事務局 補足します。面積200㎡未満の届出の場合は土地の所有者と利用者が同一でなければなりません。今回は、面積177㎡ですが、土地所有者と利用者が同一でないので許可申請になります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
(質疑なし)
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

議長 次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。
田口委員 議案番号5整理番号6について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字堀兼字八軒屋2327番1ほか4筆、地目は畑、地積は合計4,691㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、入間市で建設業の事業を行っている法人です。転用目的は、農地改良です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書7の朗読)

理由書7により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 あり

根拠法令としては、法第10条第1項第1号イに該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

事務局 補足します。本件は使用貸借権です。本来ならば土地所有者は畑に土を盛ってもらうので、何らかのお金が発生しますが、今回は申請者が別の場所の伐根を同時並行で請け負っている事業があり、ここで排出された残土を使用します。そのため、業者側は残土の処分費を払わないでよく、農地所有者は費用がかからず土を盛ってもらえるという、双方の利害が一致したため使用貸借権となっています。

また、工法につきましては、客土Aという、耕作土に30cmまで土を入れるだけです。よくあるのは、天地返しするという客土Cという工法ですが、この案件は客土Aです。また、完成後には、30cm程度の溝を設けることになっておりました。地域の農業委員には工法が客土Aで行っているのか、もしくは終わった後に素掘りの側溝を作っているのかもご確認いただきたいと思えます。整理番号7についても同様になります。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。

議 長

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」といたします。本件は3000㎡を超える案件なので埼玉県農業会議に審議を改めてお伺いします。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

落合委員

議案番号5整理番号7について審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字中新田字武蔵野1084番1ほか11筆、地目は畑、地積は合計6,623.37㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は農振農用地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。申請者は、入間市で建設業の事業を行っている法人です。転用目的は、農地改良です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書8の朗読)

理由書8により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適
- ・復旧の確実性 あり

根拠法令としては、法第10条第1項第1号イに該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」といたします。本件は3000㎡を超える案件なので埼玉県農業会議に審議を改めてお伺いします。

次に、整理番号8番について、担当委員の説明を求めます。

久保田委員 議案番号5 整理番号8 について審査結果を報告します。
申請地は狭山市柏原字元水久保2008番4ほか2筆、地目は畑、地積は合計3,437㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる はい
上水道 あり 下水道 なし ガス管 なし
- ・駅、インターチェンジから300m以内である いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は耕起中です。事業計画者は、西東京市で分譲戸建住宅の事業を行っている法人です。転用目的は、資材置場です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書9の朗読)

理由書9により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、本件は3000㎡を超える案件なので埼玉県農業会議に審議を改めてお伺いします。

次に、整理番号9番について、担当委員の説明を求めます。

古谷委員 議案番号5 整理番号9 について審査結果を報告します。
申請地は狭山市大字根岸字大原577番1、地目は畑、地積は合計1,232㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に2つ以上の公共施設がある いいえ
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ

古谷委員

・駅、インターチェンジから300m以内である はい
以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は、川越市で塗装業の事業を行っている法人です。転用目的は、資材置場敷地です。詳細は、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書10の朗読)

理由書10により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は なし
- ・代替性は 適
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「許可相当」とし、県に提出します。

次に議案第6号「農地法第18条に規定による合意解約通知について」を議題とします。整理番号1番について、事務局より、説明を求めます。

事務局

【整理番号1番の説明】

大字堀兼字旭野1121番1 外1筆 地目、畑、3,565㎡について、双方合意による使用貸借の解約が、令和3年1月21日に成立し、令和3年2月1日に土地の引き渡しがなされたことから、農地法第18条第6項の規定により通知があったものです。

議長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を承認するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「承認」します。

次に議案第7号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題とします。

整理番号1番について、事務局より、説明を求めます。

事務局 令和2年1月22日の妹の死亡により、姉が根岸の2筆と笹井の1筆について生産緑地の主たる従事者の証明を申し出たものです。

なお、申し出者には、成年後見人が選任されております。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、本件を証明するかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、本件を「証明」します。

次に、「3月期農業委員会総会 下限面積要件の引き下げについて」を議題とします。事務局から説明を求めます。

局長 (資料4 下限面積要件の引き下げについての説明)

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

宮岡委員 入曽地区に新規就農者がおり、農地を探していたところ、公社を通してその畑を借りて作付することになりました。また、少し面積を増やしたいという事でしたので、私の畑を貸すことになりました。新規就農者でも、意欲のある方であれば、農地を有効に使っていただく方法を考えていった方がよいと思います。

議長 ありがとうございました。ひきつづき質疑等を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、「下限面積要件は現況通り引き下げない」こととしてよろしいかを、お諮りします。賛成の方の挙手を願います。

挙手総員です。よって、「下限面積要件は引き下げない」こととします。

以上をもちまして、本日の議題は終了しました。

次に、協議・報告事項に移ります。

まず、「農地法第3条、第4条、第5条の規定による届出について事務局の説明を求めます。

事務局 資料5をご覧ください。

農地法第3条の3の規定による届出は、5件20筆で、合計面積は、6,674.28㎡ 内訳は、田が363㎡ 畑が6,311.28㎡、すべて相続による届出で、あっせんの希望はございません。

次に農地法第4条の規定による届出は、2件5筆で、合計面積は、792㎡で、地目はすべて畑です。

事務局 転用目的につきましては、駐車場敷地が1件、624㎡、住宅敷地が1件、168㎡であります。

次に農地法第5条の規定による届出は、4件5筆で、合計面積は、2,237㎡であります。内訳は、田、668㎡、畑、1,569㎡、転用目的につきましては、住宅敷地が3件、1,569㎡、駐車場敷地が1件、668㎡であります。説明は、以上となります。

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、次に、年間活動計画について、事務局から説明を求めます。

局長 (令和3年度 農業委員会活動計画(案))について説明

議長 説明が終わりました。

質疑を受け付けます。

(質疑なし)

質疑は無いようですので、事務局から、その他、何かありましたらお願いいたします。

(なし)

その他について、委員から何かありますか。

(なし)

無いようですので、これをもちまして、令和3年第3回狭山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。